

瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 6 月 22 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 19 号

瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関  
する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する  
条例施行規則（平成 14 年瀬戸市規則第 20 号）の一部を次のように改正  
する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(産業廃棄物等関連施設)</p> <p>第 1 条の 2 条例第 2 条第 1 号に規定する規則で定める産業廃棄物等関連施設は、次のとおりとする。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する施設（施設の面積が 100 平方メートル未満のものを除く。）であって、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（廃掃法第 14 条第 1 項又は第 14 条の 4 第 1 項の許可を要するものに限る。）が設置するもの</p>	<p>(産業廃棄物等関連施設)</p> <p>第 1 条の 2 条例第 2 条第 1 号に規定する規則で定める産業廃棄物等関連施設は、次のとおりとする。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する施設（施設の面積が 100 平方メートル未満のものを除く。）であって、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（廃掃法第 14 条第 1 項又は第 14 条の 4 第 1 項の許可を要するものに限る。）又は<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「廃掃法施行規則」という。）</u>第 10 条の 3 第 2 号の指定を受けた者が設置するもの</p> <p>— 産業廃棄物の再生利用の用に供する施設で</p>

— <省略>

— <省略>

(適用除外)

第2条 条例第2条第2号ただし書に規定する規則で定める設置は、前条第5号に掲げる産業廃棄物の最終処分場(汚泥の埋立処分を行うものとして廃掃法第15条第1項の許可を受けて設置されたものに限る。)において、当該施設の構造及び規模を変更することなく、これを前条第6号に掲げる汚染土壌の埋立処理施設として使用するものをいう。

2 条例第2条第2号ただし書に規定する規則で定める変更は、次の各号に掲げる産業廃棄物等関連施設の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

前条第1号又は第5号に掲げる施設 廃掃法第15条の2の5第1項ただし書に定める変更

前条第2号又は第6号に掲げる施設 土壤汚染対策法第23条第1項ただし書に定める変更

前条第3号に掲げる施設 廃掃法第15条第1項又は土壤汚染対策法第22条第1項に定める許可を要しないもの

<省略>

(事業計画書)

第4条 第1条の2第1号及び第3号から第5号までに掲げる産業廃棄物等関連施設に係る条例第5条第1項の事業計画書は、産業廃棄物等関連施設(産業廃棄物)設置事業計画書(第1号様式)によるものとする。

2から4まで <省略>

あって、廃掃法施行規則第9条第2号の指定を受けた者が設置するもの

— <省略>

— <省略>

(適用除外)

第2条 条例第2条第2号ただし書に規定する規則で定める設置は、前条第6号に掲げる産業廃棄物の最終処分場(汚泥の埋立処分を行うものとして廃掃法第15条第1項の許可を受けて設置されたものに限る。)において、当該施設の構造及び規模を変更することなく、これを前条第7号に掲げる汚染土壌の埋立処理施設として使用するものをいう。

2 条例第2条第2号ただし書に規定する規則で定める変更は、次の各号に掲げる産業廃棄物等関連施設の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

前条第1号又は第6号に掲げる施設 廃掃法第15条の2の5第1項ただし書に定める変更

前条第2号又は第7号に掲げる施設 土壤汚染対策法第23条第1項ただし書に定める変更

前条第3号又は第5号に掲げる施設 廃掃法第15条第1項又は土壤汚染対策法第22条第1項に定める許可を要しないもの

<省略>

(事業計画書)

第4条 第1条の2第1号及び第3号から第6号までに掲げる産業廃棄物等関連施設に係る条例第5条第1項の事業計画書は、産業廃棄物等関連施設(産業廃棄物)設置事業計画書(第1号様式)によるものとする。

2から4まで <省略>

<p>5 第1条の2第2号及び第6号に掲げる産業廃棄物等関連施設に係る条例第5条第1項の事業計画書は、産業廃棄物等関連施設（汚染土壌）設置事業計画書（第2号様式）によるものとする。</p>	<p>5 第1条の2第2号及び第7号に掲げる産業廃棄物等関連施設に係る条例第5条第1項の事業計画書は、産業廃棄物等関連施設（汚染土壌）設置事業計画書（第2号様式）によるものとする。</p>
<p>6 第1項及び前項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;省略&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">第1条の2第5号又は第6号に定める施設にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面</p> <p style="padding-left: 40px;">第1条の2第1号から第3号までに定める施設にあつては、処理工程図</p> <p style="padding-left: 40px;">から まで &lt;省略&gt;</p>	<p>6 第1項及び前項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;省略&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">第1条の2第6号又は第7号に定める施設にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面</p> <p style="padding-left: 40px;">第1条の2第1号から第3号まで又は第5号に定める施設にあつては、処理工程図</p> <p style="padding-left: 40px;">から まで &lt;省略&gt;</p>
<p>7 &lt;省略&gt;</p>	<p>7 &lt;省略&gt;</p>
<p>8 条例第5条第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">から まで &lt;省略&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">第1条の2第5号に定める施設にあつては、埋立処分の計画</p> <p style="padding-left: 40px;">第1条の2第1号又は第3号から第5号までに掲げる施設にあつては、当該産業廃棄物等関連施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項</p> <p style="padding-left: 40px;">第1条の2第2号又は第6号に定める施設にあつては、次に掲げる事項</p> <p style="padding-left: 40px;">アからカまで &lt;省略&gt;</p>	<p>8 条例第5条第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">から まで &lt;省略&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">第1条の2第6号に定める施設にあつては、埋立処分の計画</p> <p style="padding-left: 40px;">第1条の2第1号又は第3号から第6号までに掲げる施設にあつては、当該産業廃棄物等関連施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項</p> <p style="padding-left: 40px;">第1条の2第2号又は第7号に定める施設にあつては、次に掲げる事項</p> <p style="padding-left: 40px;">アからカまで &lt;省略&gt;</p>
<p>第4条の2 条例第5条第1項に規定する事業計画書の提出は、次に掲げる行為の前に行わなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">第1条の2第1号又は第5号に掲げる施設にあつては、廃掃法第15条第1項（当該産業廃棄物等関連施設の構造又は規模を変更す</p>	<p>第4条の2 条例第5条第1項に規定する事業計画書の提出は、次に掲げる行為の前に行わなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">第1条の2第1号又は第6号に掲げる施設にあつては、廃掃法第15条第1項（当該産業廃棄物等関連施設の構造又は規模を変更す</p>

る場合にあっては、同法第15条の2の5第1項)の許可の申請

第1条の2第2号又は第6号に掲げる施設にあっては、土壤汚染対策法第22条第1項(当該産業廃棄物等関連施設の構造又は規模を変更する場合にあっては、同法第23条第1項)の許可の申請

<省略>

第1条の2第4号に掲げる施設にあっては、次に掲げるもののうちいずれか早いもの

ア及びイ <省略>

(関係地域の設定の基準等)

第6条 条例第6条第1項の規定による関係地域は、次の各号に掲げる産業廃棄物等関連施設の区分に応じ、事業用地の境界線から当該各号に定める距離までにある地域とする。

<省略>

第1条の2第5号又は第6号に定める施設  
3キロメートル

<省略>

2 <省略>

(告示及び縦覧)

第7条 条例第7条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

から まで <省略>

産業廃棄物等関連施設の処理能力(第1条の2第5号又は第6号に定める施設である場

る場合にあっては、同法第15条の2の5第1項)の許可の申請

第1条の2第2号又は第7号に掲げる施設にあっては、土壤汚染対策法第22条第1項(当該産業廃棄物等関連施設の構造又は規模を変更する場合にあっては、同法第23条第1項)の許可の申請

<省略>

第1条の2第4号に定める施設のうち産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者が設置するもの)にあっては、次に掲げるもののうちいずれか早いもの

ア及びイ <省略>

第1条の2第4号(前号に定める施設を除く。)又は第5号に定める施設にあっては、当該産業廃棄物等関連施設の設置に係る工事の着手

(関係地域の設定の基準等)

第6条 条例第6条第1項の規定による関係地域は、次の各号に掲げる産業廃棄物等関連施設の区分に応じ、事業用地の境界線から当該各号に定める距離までにある地域とする。

<省略>

第1条の2第6号又は第7号に定める施設  
3キロメートル

<省略>

2 <省略>

(告示及び縦覧)

第7条 条例第7条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

から まで <省略>

産業廃棄物等関連施設の処理能力(第1条の2第6号又は第7号に定める施設である場

合にあっては、埋立ての用に供される場所の面積及び埋立容量) から まで <省略> 2 <省略>	合にあっては、埋立ての用に供される場所の面積及び埋立容量) から まで <省略> 2 <省略>
---	---

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。